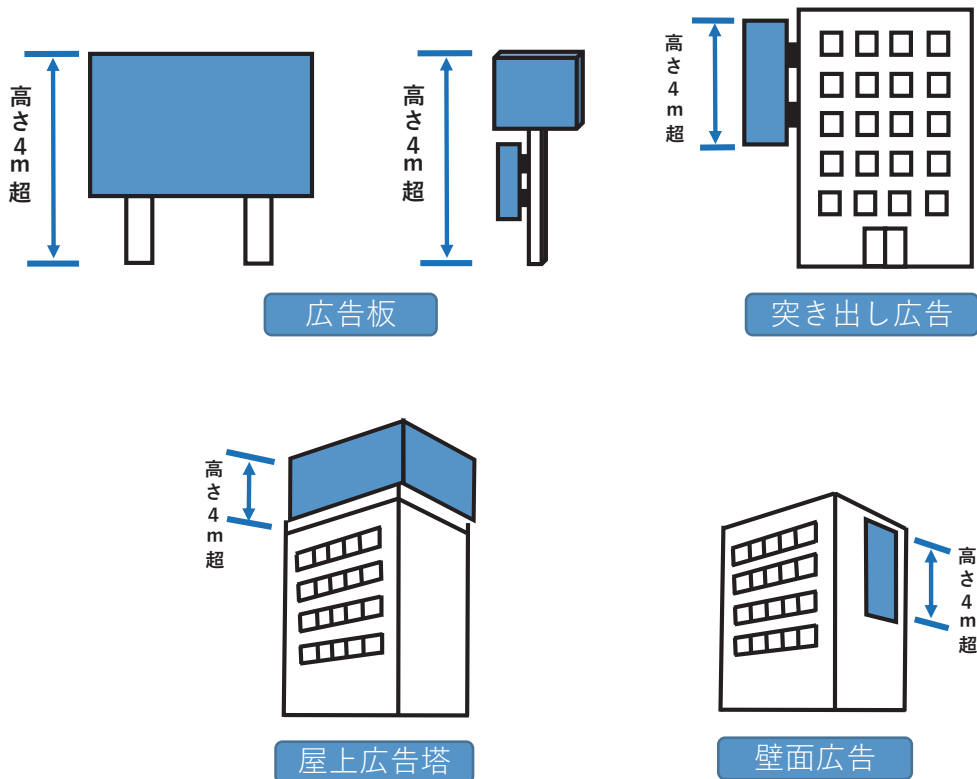


高さが4mを超える屋外広告物は 有資格者による安全点検が義務付けられます

屋外広告物の安全性を確保するため、愛知県屋外広告物条例及び愛知県屋外広告物条例施行規則が改正されました。

これにより、令和3年7月1日以降に高さが4mを超える広告物の点検を行う際には、有資格者の点検が義務付けされます。

【高さが4mを超える屋外広告物のイメージ図】



有資格者 とは？

- 屋外広告士
- 一級建築士及び二級建築士
- 特定建築物調査員
- (公社)日本サイン協会及び(一社)日本屋外広告業団体連合会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

※更新許可申請書に点検者の資格を証する書面の添付が必要になります。

更新時の点検は許可満了日の3カ月前から許可満了日の前日までに実施してください。
(点検日が令和3年6月30日以前の場合は、有資格者以外での点検が可能です。)